

# 沼津市シェアサイクル活用推進事業 仕様書

## 1. 事業の目的

令和3年3月に策定した「沼津市自転車活用推進計画」では、移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減のため、自転車と公共交通の相互利用の利便性向上や、公共用地・民地・鉄道駅等へのシェアサイクル等の設置検討を施策として位置づけ、シェアサイクルの活用を検討することとしている。

沼津市シェアサイクル活用推進事業（以下、本事業とする。）は、移動の利便性・回遊性の向上、公共交通機関の補完及び利用促進、自動車交通の抑制、放置自転車の減少、都市の魅力向上や回遊性向上による地域の活性化等に資する新たな都市の交通システムとしてのシェアサイクルの活用を推進し、過度な自動車への依存を低減するとともに、市民の暮らしの質の向上や観光客の移動のしやすさを高め、エリア価値の向上に寄与することを目的とし、民間事業者と協定を締結し連携して実施するものである。

## 2. 実施期間

協定締結日から令和7年3月31日（月）まで  
（協定期間満了の日の6箇月前までに別段の意思表示が無い限り、期間満了の日の翌日から起算して3箇年、同一内容で協定を更新するものとし、以降同様に協定を更新するものとする。）

## 3. 実施エリア

沼津市全域

## 4. 役割分担

### （1） 沼津市（実施主体）

- ・ 本事業全体の総括
- ・ 沼津市の公共施設その他財産にサイクルポートを設置するための支援
- ・ 本事業の実施に係る関係事業者との調整
- ・ 本事業の市民への周知及び広報
- ・ シェアサイクルに関する国等へ補助金の申請を行う場合の協力

### （2） 事業者（運営主体）

- ・ 市内での本事業の実施、運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、問合せ対応等）

- ・本事業の実施に係る施設整備及び器材の調達、維持管理及び実施期間終了後の原状回復
- ・本事業の実施に係る違法駐輪対策
- ・沼津市の公共施設その他財産以外でのサイクルポートの確保
- ・本事業に関する利用者への周知及び広報
- ・シェアサイクル利用に関するデータ（移動軌跡データ、料金収入データ等を含む。）の収集・整理・提供・市の施策と連携したデータ活用提案
- ・満足度や交通行動の変化等に関する利用者へのアンケート調査の実施とデータの収集・整理・提供・市の施策と連携したデータ活用提案
- ・利用状況、収支状況等の事業報告及び事業結果の検証

## 5. 補助金、費用

- ・本事業の運営・維持管理、並びに実施期間終了後の原状回復に要する費用は、すべて事業者の負担とする。施設整備及び器材の調達に要する費用は、原則事業者の負担とする。ただし、沼津市の公共施設その他財産におけるサイクルポート設置に関する費用について、市が一部費用を補助する場合がある。
- ・沼津市自転車等放置防止条例（昭和63年3月29日条例第11号）第10条および第14条の規定により、本事業に使用する自転車が撤去及び保管された場合の費用は、事業者が負担する。当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任を持って対応処理すること。
- ・本事業の実施にあたって、沼津市の公共施設その他財産におけるサイクルポートの使用料については、各施設管理者と調整を行ったうえ、個別に決定する。

## 6. 運営基準

本事業において運営されるシェアサイクルは、以下の基準を満たしていなければならない。

### (1) 利用方法

- ・利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- ・利用者の個人認証を行うこと。
- ・市内在住者、通勤・通学者、来街者など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- ・ICカードによる即時利用等、スマートフォン以外での利用が可能なこと。
- ・クレジット、キャリアの他、多様な決済を選択できること。
- ・原則として、全日（24時間・年間365日）の利用が可能であること。

## (2) 自転車・サイクルポート

- ・自転車サイクルポートは、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- ・本事業に供する自転車にGPSを搭載し、GPS単独またはビーコンとの併用により位置情報による貸出・返却の制御を行うこと。
- ・サイクルポートは原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとし、今後のモビリティの多様化に対応できるようにすること。
- ・サイクルポート以外の場所での返却は不可とし、設置されたラック以上の返却も出来ない仕様とすること。
- ・サイクルポートは設置および撤去が容易なものとする。
- ・自転車及びサイクルポートは、市民等の利用を促進できるよう、技術力を持った者が定期的に適切にメンテナンスを行うこと。
- ・サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- ・沼津市が所有する公共用地にサイクルポートを設置する場合は、あらかじめ承諾を得た場合を除き、必ず駐輪ラックを設置すること。
- ・サイクルポートに本事業と関係ない自転車が駐輪できないよう配慮するとともに、駐輪されていた場合は早期に適切な対応を行うこと。
- ・自転車に防犯・盗難対策を施すこと。
- ・関係法令に基づき、本事業に供する自転車に、十分な傷害保険及び賠償責任保険を付保すること（TSマーク付帯保険のみは不可とする）。

## (3) 運営

- ・自転車の貸出・返却管理及び料金決済など運営のコアとなるシステムを自ら開発し、所有していること。
- ・本事業の運営にあたっては、全体責任者を選任し体系的な運営体制を構築すること。
- ・自転車の再配置・メンテナンス・問い合わせ対応等の運営業務を市の関与なしに一括して実施すること。
- ・24時間対応可能なコールセンターを設置し、事故や機器トラブル等に対応すること。
- ・利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- ・利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- ・沼津市の公共施設その他財産にサイクルポートを設置した場合において、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理すること。

## 7. サイクルポート候補地

- ・本事業において、沼津市が提供するサイクルポート候補地は学校・保育園を除く公共施設その他財産とする。ただし、候補地は設置を確約するものではなく、設置の可否、具体的な設置場所等について各施設管理者と調整を行ったうえで設置していくものとする。
- ・本事業期間中、沼津市に対し、公共施設その他財産を使用したサイクルポートの設置の提案を行うことも可能とする。
- ・サイクルポート候補地には基本的に電源がないため、電気使用にあたっては電力会社との協議が必要となる。
- ・本事業開始後に、イベント、違法駐輪、安全性等の理由または沼津市が公用、公共用又は公益事業に供するためサイクルポートを撤去する必要がある場合は、事業者の負担で速やかにサイクルポートを撤去し、原状回復すること。
- ・事業者が沼津市の公共施設その他財産を使用して、サイクルポートを設置した場合において、公共施設の利用者への支障が生じた時は、当該公有財産の使用の中止を命ずることがある。

## 8. 運営報告

- ・事業者は、次に掲げる事項を記録し常時閲覧可能な状態に保ち、毎月ごとに定期報告書を沼津市に提出すること。
  - (1) 市内のサイクルポートの設置状況に関する事項
  - (2) 市内の自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項
  - (3) 利用者の事故や苦情等に関する事項
  - (4) 前各号に掲げる事項のほか、沼津市が指定する事項
- ・事業者は、次に掲げる事項を記録するとともに、本事業期間中の各年度末終了後、翌月末までに中間報告書を沼津市に提出すること。
  - (1) 市内のサイクルポートの設置状況に関する事項
  - (2) 市内の自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項  
(移動軌跡等、シェアサイクルを使った移動に関する分析データを含む)
  - (3) 利用者の事故や苦情等に関する事項
  - (4) 利用料金その他の収入の状況に関する事項
  - (5) 市内のシェアサイクル事業の採算性・持続可能性の検証に関する事項
  - (6) 市内の利用者の満足度や交通行動の変化等に係るアンケートに関する事項
  - (7) 本事業の課題に関する事項
  - (8) 前各号に掲げる事項のほか、沼津市が指定する事項

・事業者は、次に掲げる事項を記録するとともに、事業期間終了後30日以内に、最終報告書を沼津市に提出すること。

(1) 市内のサイクルポートの設置状況に関する事項

(2) 市内の自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項

(移動軌跡等、シェアサイクルを使った移動に関する分析データを含む)

(3) 利用者の事故や苦情等に関する事項

(4) 利用料金その他の収入の状況に関する事項

(5) 市内の本事業の採算性・持続可能性の検証に関する事項

(6) 市内の利用者の満足度や交通行動の変化等に係るアンケートに関する事項

(7) 本事業の課題に関する事項

(8) 前各号に掲げる事項のほか、沼津市が指定する事項

・その他、事業の運営状況について沼津市から報告を求められた場合、事業者は随時対応すること。

以上